



先日、つくば市の竜巻でこんな新聞記事が載っていました。この記事中の被災者生活再建支援制度の内容について詳しく教えてください。

＜竜巻＞公的支援、家屋6割対象外…被災1週間

竜巻で大きな被害を受けた茨城県つくば市で、被災した住宅576棟のうち少なくとも約6割は、被災者生活再建支援法による公的支援を受けられない可能性が高いことが分かった。

屋根が吹き飛んでも建物全体に占める損傷率が低いと判定されると「全壊」または「大規模半壊」を対象にした同法の適用対象外になるという。茨城、栃木両県で死者1人、負傷者52人に上った竜巻災害から13日で1週間。多くの課題が浮き彫りになっている。

◇「屋根喪失、損傷率10%」

「屋根がなければ住めないが、屋根がなくなっても損傷率は10%しかない」。茨城県の橋本昌知事は12日、つくば市北条地区を視察した中川正春防災担当相に訴えた。

被災者生活再建支援法は、自然災害で自宅を失った被災者に家屋再建費や補修費などに最大300万円を支給するが、**救済されるには、市町村が国の指針に基づき全壊または40%が損壊した「大規模半壊」と判定する必要がある。**

つくば市では、全壊105棟▽半壊137棟▽一部損壊334棟。県によると、約6割を占める一部損壊家屋に加え、半壊でも「大規模」と判定されなければ適用外になる可能性が高いという。橋本知事は特例的な被害認定を求めたが、中川防災相は記者団に「今の制度の中で精いっぱいやりたい」と述べるにとどまった。

また**火災保険の適用対象外になる被災者も相当数に上るとみられる。保険料を減らすために、竜巻などの風水害を外した火災保険があるため。**自宅と農地が被害を受けたナシ農家の男性(64歳)は「**風水害が補償対象外だったことを知らず、復旧費用の捻出に困っている。**家を解体するだけでも100万円以上はかかる」と訴えた。

毎日新聞 5月13日(日)より



被災者生活再建支援制度は今回の竜巻以外にもどんな災害が対象になるのですか？



暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火などの自然現象によって住宅に被害があった場合を対象にしています。今回のつくば市の竜巻は暴風になります。



被災者生活再建支援制度の支援金の受給額はいくらですか？



世帯の区分	(1)被害の程度別 基礎支援金	(2)住宅再建の方法 加算支援金	合計 (1)+(2)
2人以上の世帯 (世帯構成員が2人以上)	全壊の場合 100万円	建築や購入した場合 200万円	300万円
		補修した場合 100万円	200万円
		賃貸の場合(公営住宅除く) 50万円	150万円
	大規模半壊の場合 50万円	建築や購入した場合 200万円	250万円
		補修した場合 100万円	150万円
		賃貸の場合(公営住宅除く) 50万円	100万円
1人の世帯 (世帯構成員が1人)	全壊の場合 75万円	建築や購入した場合 150万円	225万円
		補修した場合 75万円	150万円
		賃貸の場合(公営住宅除く) 37.5万円	112.5万円
	大規模半壊の場合 37.5万円	建築や購入した場合 150万円	187.5万円
		補修した場合 75万円	112.5万円
		賃貸の場合(公営住宅除く) 37.5万円	75万円



受給額の判定方法を教えてください。

前頁の表をみてください。

まず被害に遭われた方の世帯内容で受給額が変わります。次に、被害の程度によって基礎支援金を受給できます。

例えば、2人以上の世帯で全壊の場合は、まず基礎支援金100万円を受給できます。そして、この方が賃貸の住居に住むとなると50万円を受給できます。つまり合計150万円を受給できます。



例えば、一時賃貸に住んで、その後新しくマイホームを建てたり、購入したりした場合はどうなるのですか？

その場合は、建築や購入した場合の加算支援金200万円からすでに受給した賃貸の50万円を引いた150万円を受給できます。

結果、基礎支援金100万円＋賃貸の場合50万円と建築・購入150万円で合計最大の300万円を受給できます。





今回、問題になっている全壊と大規模半壊の内容について教えてください。



被害内容の定義は以下の表のとおりです。これは各市区町村が決定します。

●被害内容の定義

り災証明書に記載される「住宅の被害認定」の内容は下記のとおりです。

全壊	建て直しをしなければならない状況
大規模半壊	全面的に補強や補修をしなければ居住が困難な状況
半壊	損壊は甚だしいが、補修をすれば元通りに使用できる状況
一部損壊	半壊には至らないが、補修を必要とするもの

●被災者生活再建支援制度を受給できる損害内容

被害程度	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
被災者生活再建支援制度	○	○	×※	×

×※ 半壊でも「やむを得ない事由」によって解体する場合は、被災者生活再建支援制度が適用になることがあります。

被災者生活再建支援制度は全壊あるいは大規模半壊の場合に受給できます。従って、先の新聞のように屋根が飛んだなどの一部損壊の場合には受給できません。



被災者生活再建支援制度の申請期間はいつまでですか？



基礎支援金は災害の遭った日から13ヵ月です。加算支援金は、先のようにまず賃貸してからマイホームを建てたり、購入したりとか事情によってかわるので、災害が遭った日から37ヵ月になります。